

法人県民税法人税割の税率について（お知らせ）

滋 賀 県

平素は、県政の運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、平成28年1月31日までに終了する事業年度の法人県民税の法人税割につきまして、財源の充実確保を図るため地方税法に定める標準税率に0.8%上乗せする超過課税をお願いし、健康福祉の推進、産業の振興、雇用の安定、琵琶湖の保全などの施策を実施してきたところです。

今後も、県民のみなさまにとって必要な諸施策を推進していくためには、これから見込まれる財政需要に対応しながら行財政改革を着実に進めるとともに、財源の充実確保を図ることが不可欠です。

そのため、平成27年度県議会6月定例会議において滋賀県税条例の一部を改正し、特例税率による超過課税の適用期間を5年間延長しました。各位にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 特例税率

- ・平成26年9月30日までに開始する事業年度
 - 5. 8%（標準税率5.0%に0.8%を上乗せ）
- ・平成26年10月1日から平成31年9月30日までの間に開始する事業年度
 - 4. 0%（標準税率3.2%に0.8%を上乗せ）
- ・平成31年10月1日以後に開始する事業年度
 - 1. 8%（標準税率1.0%に0.8%を上乗せ）※

※平成28年度県議会2月定例会議において条例を改正しました。

2. 対象法人等

次のいずれかに該当する法人

- ①資本金・出資金が1億円超の法人
- ②各事業年度の法人税額が年5千万円超の法人
- ③保険業法に規定する相互会社

3. 適用期間

平成33年1月31日までの間に終了する事業年度

（注）上記対象法人以外の法人には、事業年度の開始日に応じて上記の標準税率（5.0%、3.2%または1.0%）が適用されます。

〈問い合わせ先〉

※特例税率の適用期間の延長について

滋賀県総務部税政課 課税指導係 電話077-528-3213

※法人二税（県税）の申告・納付について

滋賀県西部県税事務所 課税一課 電話077-522-9804